

総務産業常任委員会記録

日 時 令和5年9月13日（水曜日）15時00分～16時02分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
伊藤農林水産課長、杉野農林水産課主幹、富樫農政係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、これより総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本日の調査事項は、焼尻めん羊牧場の運営についてとなります。先日6月6日、総務産業常任委員会で同じ内容、焼尻めん羊牧場の運営について調査が行われました。その際、町長も出席されて、焼尻めん羊牧場の町営を8月末で終了し、閉鎖する意向が示され、閉鎖に向けて動いていたと聞いています。その後、新たな進展があったということで、課から要請があり、今回調査を行うことになりました。

それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。

1 焼尻めん羊牧場の運営について

説明員 農林水産課 伊藤課長

伊藤農林水産課長 15:00～15:20

定例会で大変お疲れのところ、当課の案件につきまして開催していただきまして、ありがとうございます。委員長からもありましたとおり、焼尻めん羊牧場の運営についてということで6月にご説明させていただいたところではありますが、その後の状況と町営牧場がどのような方向になっていくのかということに関しまして資料に基づいて説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

まず、1ページのほうを御覧いただきたいと思います。1、閉鎖方針決定後の状況ということで、町として閉鎖する旨を決定した後、どのような動きがあったのかということをもとめております。初めに、(1)、議会への説明ということで、議員の皆様に対しまして6月6日、総務産業常任委員会において町営牧場を閉鎖する旨の説明を行わさせていただきましたところでもあります。

次に、(2)、各社の報道状況ということですが、総務産業常任委員会で説明を行った後、その報道というものが記載のとおり各社より行われております。

次に、(3)、町民からの要望であります、8月21日、焼尻支所におきまして焼尻めん羊牧場の閉鎖に伴うことといたしまして羽幌町観光協会焼尻支部から要望を受けたところであり、内容といたしましては記載のとおりであります、1つとしては、焼尻島に羊がいる景観を残してほしいということ、2つとして、焼尻サフォークの血統を残してほしいということ、3つとして、羊肉を島内外で提供できる生産体制を保持してほしいということ、4つとして、参考資料のほうに記載しておりますが、B氏による牧場の活用を検討してほしいという内容でありました。B氏による活用ということを中心に申しますと、観光シーズンのみ焼尻島に羊を連れ、放牧するという、肉を提供するというのであれば、繁殖については島外で行い、焼尻で放牧した羊を秋に肉用としての提供は考えられるであろうということであり、

次に、(4)番、町民への説明ということですが、8月21日、焼尻地区町政懇談会におきまして町営牧場を閉鎖する方向に至った現状、考え方、そして牧場の今後ということで民間による継続の可能性について説明を行っております。

次に、(5)、各者からの問合せ状況であります、8月31日現在、道内外を含めて34件の問合せがあり、その内容といたしましては生体を購入したいということがほとんどであります、中には牧場を引き受けて運営したいとの問合せもあったところであります。

以上までが閉鎖する旨を決定した後の大まかな状況となっております。

次に、2、牧場の今後についてということですが、前段で申し上げましたが、総務産業常任委員会におきまして牧場を閉鎖する旨の説明を行った後、その報道というものが各社より行われ、その後、個人、法人を含め牧場関係者などから数多くの問合せがあったところであります。そのような中、町としては、飼育員の就業している期間において羊の譲渡先を探すべく事務を進めるとともに、併せて牧場を引き受けたいと申出のあった者のうち、1つとして、焼尻島及び焼尻めん羊牧場の現地を確認すること、2つとして、ある程度の構想による提案があるということ、3つとして、経営に関してのノウハウや実績があるということで、この3つの条件に合う2つの会社と協議を進めまして、町営牧場として閉鎖することは変わらないわけですが、観光協会からの要望もありましたが、焼尻島民の思いを含めて、牧場を残せる可能性について模索していただいております。その結果ということですが、町営牧場の閉鎖後から直ちに運営を継続し、かつこれまでと同様な形での運営ということを考え、また本町1次製品の販路拡大を含め、その他産業における地域経済への波及効果ということにつ

いても期待のできる次の者に事業を継承したい、託したいということを考えたところがあります。

2ページをお開きください。3、継承予定事業者等ということで、その相手方や継承に当たっての条件などについてまとめております。まず、(1)、継承予定事業者であります、参入する会社としては新たに立ち上げるということで、会社名は株式会社焼尻めん羊牧場ということになります。代表となる方は東郷啓祐氏、札幌市在住であり、上川管内下川町にあります株式会社あべ養鶏場の代表取締役社長であります。資料にはないのですが、あべ養鶏場について簡単に申し上げますと、先代の方から含めて50年以上卵の生産を実施している会社であります。独自の研究の中、下川六〇酵素卵というものを生産し、6次化事業としてその卵を使用したえっぐぷりんというものを開発されております。そのえっぐぷりんにつきましては、FMノースウエーブ北海道お土産グランプリの金賞ですとか北海道加工食品コンクール北海道知事賞なども受賞されており、その他薫製卵等についても開発をされている会社であります。札幌駅構内に直営店を2019年12月にオープンされているところでもあります。

次に、(2)、継承予定事業者として決定した主な事由ということでまとめております。1つとして、牧場を引き継ぐ意欲がほかよりも高いということが感じられたことであります。2つとして、焼尻めん羊としてのブランド継続や焼尻島への還元も考慮されているということでもあります。飼育環境は町営牧場と同様の内容を考えておりますので、これまでの関係者のご尽力により評価されているブランド力を引き継いでいただけるものと期待をしているところでもあります。次に、3つとして、羊牧場の経験はないものの、羊牧場を経験している者からの協力を得ることを確保していること、また4つとして、畜産事業を営んでいるということでもあります。継承後のスムーズな運営という点では、羊牧場の経営を経験されているほうが安心感というものがありますが、畜産事業の経営に関しても素人ではありませんし、現時点でアドバイス等をしてくれる協力牧場もあり、その他の牧場への協力要請や羊の飼育に関し高い専門知識を得ておられる方への接触もしているところでもありますので、大きな問題というものはないものと考えております。次に、5つとして、外国人を含めたあらゆる手段により経験者、飼育員等の確保を進めているということでもあります。人材確保の部分に関しましては、過去の指定管理時代を含め一番苦労した点であり、町営牧場を閉鎖することとした事由でもあります。継承予定事業者としては、島の環境を感じている中で夫婦での就労がよいのではというふうにも考えており、日本人、外国人を問わず、その辺りを飼育員の基本線とし、適材適所ということで駆虫、種つけ、出産、採草など各業務に応じて臨時的な人材確保ということも考えられております。町といたしましては、人材確保に関してはこれまでかなり苦労

してきましたので不安な部分ではありますが、その辺りをうまく進めてもらえたらというふうに考えております。次に、6つとして、町営牧場からの継続運営となるため、各種補助金等を返還する可能性が低いということでもあります。現在関係機関と協議中であり、当牧場は長期利用している施設であり、牧場としての使用目的ですとか使用方法が変わらない中で継続して運営するということから、補助金等を返還する可能性は低いものと捉えているところであります。次に、7つとして、事業の継承及び運営に当たり、町に求める基本的な条件がないということでもあります。これまでの指定管理であったような町が運営に係る費用を負担することなく、継承予定事業者の自己資本により運営を行うものであり、その他に関しても町にとって大きな負担となるものはないものであります。

次に、(3)、主な継承条件ということで牧場事業を継承するに当たっての基本的な条件をまとめております。まず、①、羊の売却額につきましては100万円を予定しております。次に、経営についてであります。継承予定事業者の行う経営に関しては公費や人材を投入せず、一切関与しないというものであります。ただし、業務に応じまして必要なものについては適宜サポートはしていきたいというふうに考えております。次に、③、公有財産についてであります。土地及び建物については譲渡または貸付けということが考えられますが、焼尻島の景観を含めた環境等を守るということ、また補助金等を活用して整備した施設については、処分制限期間の関係により譲渡することが難しいということも考慮いたしまして、貸付けにすることとしています。なお、焼尻島を含めた本町の地域振興に寄与できると考えますので、無償にすることとしています。また、運営に当たり施設の修繕等が必要となる場合は、継承予定事業者自らにおいて行っていただくものとしたします。次に、④、物品、機械設備、車両等についてであります。こちらについても貸付けということも考えられますが、町が所有しておかなければならない特別な事由はありませんので譲渡することとしており、焼尻島を含めた本町の地域振興に寄与できると考えますので、無償にすることとしています。なお、こちらにつきましても運営に当たり修繕等が必要となる場合は、継承予定事業者自らにおいて行っていただくものとしたします。

次に、(4)、継承予定時期であります。現時点におきましては令和5年10月初旬を予定しております。ただし、事務手続関係ということで、継承予定事業者との無償貸付け、無償譲渡に係る契約内容の整理ですとか、補助金に係る財産処分関係、地方債の借入れに係る財産処分関係などの進捗状況によっては継承時期が遅れる可能性があることをご承知願いたいと思います。

3 ページをお開きいただきたいと思います。次に、4、今後のスケジュールであります。

すが、令和5年9月中は町出荷分、売却予定分の羊が混在しておりますので町による管理を基本とし、業務引継ぎも含め、継承予定事業者も関わってもらいながら管理していくこととしております。次に、9月下旬を予定いたしますが、臨時会におきまして羽幌町営焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する条例の廃止と財産の無償貸付け及び無償譲渡に関し議会の議決を得たいと考えております。なお、前ページの継承予定時期の中でも説明させていただきましたが、関係事務の進捗状況等によっては時期が遅れる可能性があることもご承知願いたいと思います。最後、10月以降につきましては継承予定事業者による運営となりますので、経営に関し関与することはありませんが、スムーズかつ安定経営のため、業務に応じて必要なものについては適宜サポートはしたいというふうに考えております。

次に、5、その他ということですが、まず(1)、町民還元についてであります。町民還元につきましては当初検討することとしておりましたが、継承予定事業者に各年齢層の生体をバランスよく引き渡し、安定経営を図ってもらう観点から、行わないこととしております。次に、(2)、機械設備、車両及び施設に係る修繕等についてであります。牧場事業の継承前における機械設備、車両及び施設に係る修繕等は必要な範囲において町が行うものとしており、継承するとなったときにその修繕等が完了していない場合については、その完了後に貸付けまたは譲渡したいというふうに考えております。

最後、参考資料について説明させていただきますので、御覧いただきたいと思っております。資料のうちB氏の関係につきましては、先ほど簡単にではありますが説明させていただきましたので、A社及び継承予定事業者のみ説明させていただきます。まず、現地確認であります。A社は提案するに当たって来島され、継承予定事業者につきましては提案するに当たり、まためん羊まつりのほうにも来島されております。

次に、提案内容の確認につきましては、記載のとおり確認しております。

次に、運営への意欲であります。A社は当初、牧場を買い取って、ぜひやりたいという感じを受けておりましたが、交渉していく中で変化があり、最終的には町が提案に興味を持つなら、町が求めるならというような感じになっております。継承予定事業者は、島に牧場を残すべきというようなところで、ぜひやりたいとのことであり、これまでの交渉の中でもとにかく行動力というものがすごく、牧場をうまく引き継ぐために尽力をされているというような印象を持っております。

次に、畜産経験及び関連企業につきましては、記載のとおりであります。

次に、事業の内容であります。A社は生産は島内で行い、生まれた子羊たちを島外の大規模生産拠点に移動し、そこで飼育、さらには生産等を行い、ある程度肥育された羊を自社レストランで提供するという考えであり、流通量を多くするため、これまでの

ブランド価値を維持するという事は考えていないというものであります。継承予定事業者につきましては、生産及び飼育は島内で行い、ある程度肥育された羊をレストラン及び島内のみで提供することによりブランド価値を今以上に高めていくというような感じであります。

次に、実施時期であります。A社は牧場を運営するに当たり諸条件があることから未定であります。継承予定事業者につきましては町営からの継続ということになっております。

次に、経営、採算性であります。両者とも牧場経営のみでは赤字となるため、他の事業との組合せにより安定経営を図ることとしているものであります。

次に、人員確保については、記載のとおりであります。

次に、ブランド継続であります。先ほど事業内容の項目でそれぞれ申し上げましたとおり、記載のとおりであります。

次に、羊肉の地元還元であります。A社はブランド価値はなくなるものの地元への提供というものは考えており、継承予定事業者につきましてはブランド価値を今以上に高めるため、焼尻島のみ還元を考えているところであります。

次に、めん羊売却額であります。A社は年齢や出産履歴などの個別データからとなり、個体によっては値がつかないということも考えられます。継承予定事業者につきましては、個別データとは関係なく、総額で100万円ということでありあります。

次に、補助金等返還であります。先ほどの説明でも申し上げましたが、継承予定事業者については返還の可能性が低いものと捉えております。

次に、協力牧場等については、記載のとおりであります。

最後に、特記事項であります。A社は再生可能エネルギー事業、大規模生産拠点、専門飲食店の開設の見通しが牧場運営に当たっての必須条件ということであり、再生可能エネルギー事業に係る送電網の関係からも、運営を開始するまでにどの程度の期間を要するか分からないという状況であります。継承予定事業者につきましては、札幌市内にレストランの開設を予定し、そこで焼尻島を含めた本町1次産品の活用も検討され、また島内事業者と競合しないのであればとのことで宿泊施設や飲食店の開設も検討されているというものであります。

資料の説明につきましては以上となります。

小寺委員長

資料の説明ありがとうございました。それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。ございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:20～16:02

工藤副委員長 3ページの一番最後の（2）なのですけれども、現在機械とか何か修繕しているものというものはある状況ですか。

伊藤課長 現在修繕しているものというか、現状もまだ羊はおりますので、作業等している中で不具合が既に起きているものがあるのです。壊れている部分含めて。そういったものを無償とはいえ壊れたまま渡すというわけにはいかないと考えていますので、そういう意味で基本的には受け渡す前にどうしても直さなければならぬようなものがあるのであれば、そこは直して渡したいというところであります。ただ、修理となりますと期間を要する部分もありますので、期間のかかるものにつきましては、継承予定時期のタイミングに間に合わないとなれば、修理が完了した後にその部分だけは引き渡すというようなところで考えているところです。

工藤副委員長 分かりました。

金木委員 町営牧場を完全に閉鎖するということから考えれば、所有者が別になったとしても形としては残るということについては、よかったな、喜ばしいことかなと思っています。ただ、業者の人もどんな人なのか分からないのですけれども、新しい会社を焼尻で立ち上げて、いわゆる新規事業になるわけですから、そういった場合、町の新規事業の補助金というものが、担当課は違うのですけれども、たしかあったと思うのですけれども、どうなりますか。

伊藤課長 所管につきましては商工観光、商工労働が、企業振興促進条例でしたか、そちらのほうが担当になるのであれなのですけれども、確認している中にありますのは、今回のような事業、畜産部分ということで基本的には該当にならないということで、町長含めて可能性があるのであれば積極的にそういうところも使ってもらえる必要があるというふうに考えていたのですけれども、条件としては当てはまらないというところで、そういう部分については現状では対象にならないというふうに考えています。

金木委員 大体似たようなことなのですが、いわゆる固定資産税の特例措置みたいな形で向こう2年は半額とか3年ぐらいはという場合もたしかあったけれども、そういった考えはどうか。

伊藤課長 固定資産税ということになれば基本的に不動産的な部分ということで、建物とか土地につきましては相手方に渡すということではなくてあくまでも貸付けという部分だけですので、そういう意味では固定資産税とかは現状においてはかからないのかなと思っています。

金木委員 もう一つ、せっかくやってくれるというところが現れて、水を差すようなことを言ったら申し訳ないのですが、これがうまくいって5年なり10年なり続いてくれればいいのですが、やっぱり無理だなと。2年間やったけれども無理だ、3年やったけれども無理だ、やっぱり撤退するわというようなことになった場合の対処を今から考えるべきかどうか分からないのですが、そういったことで何か考えていることがあるかどうか伺います。

伊藤課長 私どもとしても当初は、8月をもって羊のみ出して、町営牧場としては閉鎖すると。その後の活用については今後検討していきたいという中で進めている中であって、資料のほうでも説明させていただきましたが、数多くの問合せというのがありました。その中でも5社ぐらいですか、牧場を活用して何とかというような話があったのですが、具体的な部分としては今回残っている2社のみということで、それぞれ会社の大小の違いの部分もあって課内、町長も含めて協議している中では、継続という部分では多少の不安はもちろんあります。こちら側としても何年やってもらえるかという部分も見込めないですし、ましてや羊の牧場を経験されている方ではありませんので、どこまで続けてもらえるか不安という部分は正直あります。ただ、閉鎖するという島民の方にとって最悪な状態という中で、経営主体は変わるものの何とかやっていただけという会社が出てきて、かつ資料のほうでも説明させていただきましたが、町営から継続してやっていたという会社はここだけなものですから、町としても何とかそこはやってもらえるというところを期待を込めて考えていますので、現状で3年とか4年後にどうなるかという

部分を考えて渡しているわけではありませんので、最終的にこの業者が続かないということになったときには、町営でも駄目だし、民間でも駄目だしというところで、諦めと言ったらあれかもしれないですけども、やることをやった中で最終的に駄目になるということであれば致し方ないという判断になるのかなというふうに思っているところであります。いずれにしても何とかうまく経営してもらえるように、できることというのは民間ですので私どもとしては限られますけれども、うまく経営に乗っていけるような最低限のサポートはしていきたいというふうに考えています。

佐藤委員 やめられたとしても町自体、特段損する話というのはほとんどないような気がするのだけれども。金額的にも機械は貸出しするし、建物自体は譲渡という形になるのかも分からないけれども、めん羊をある程度売って、どっちみちうちらがやめるという形でやったものが何年でも継承されるということについては応援してやって、自分は賛成したいと思うのだけれども。

伊藤課長 佐藤委員からお話あったとおり、町として何年でやめるかという考え方も出てくるかと思うのですけれども、施設、土地に関しては貸付けということで、短期間でやめても影響は正直ないかなと思っています。強いて言えば物品的な部分、トラックとか比較的新しいものもありますので、1年でやめたということになれば見方によっては損失という部分はできるのかもしれませんが、牧場を運営してもらおうという可能性の中で賭けてやっていく部分でありますので、町にとって大きな損失ということにはならないのかなというふうに思っています。

佐藤委員 分かりました。

逢坂委員 めん羊については私も2回ぐらい一般質問したのですけれども、新たにスタートする形になるのかなというふうに思いますが、前段金木さんとか佐藤委員が言われたとおりいろんな問題を含んでいて、伊藤課長の答弁では、二、三年なりでやめた場合、閉鎖なのか、同じような公募をしてやるのか、その辺もまだ見通せない部分もあるし、町が一切関わりな

いようなシステムでやるのは結構だと思うのだけれども、そういうシステムづくりをきちっとすべきだと思うのです。例えば条例で無償譲渡だとか貸付けだとかという部分を、町が最後に負担するだとかかぶるとかそういうようなことがないようにきっちりしたものをつくって、この会社ならこの会社にやっていただくのだったら結構だと思うけれども、前段きちっとしたものを示していただかないと。議会のときにアンケート調査をやっているのです。町民アンケート調査をやったときに、めん羊牧場は要らないというのがベストスリーの中のナンバーツーだったのです。めん羊については要らないと。ましてやその他のほうで羊肉提供はない。ですから、一般の羽幌町民が口にすることは二度とないということになりますよね。ペーパー上では大変いいようなことが書かれていますと思いますけれども、羽幌町民もたくさんいるわけです。島だけでないですから、そういう方々も納得するようなものでないと、やることは全然いいと思うし、賛成しますけれども、条例なり規則なり規定なり要綱なりをきっちりつくって町には責任ないのだよというふうにしておかないと、後から放り投げていかれたというようなことがないようにしてほしいと思うのですけれども、その辺はどういうふうに町は考えているのかな。

小寺委員長　　まず、整理したいのですけれども、先ほどの説明の中で、10月の初旬に事務手続を行う中で条例なり契約の内容の整理があるという説明があったということが前提で、追加で説明いただければと思います。

伊藤課長　　今逢坂委員から、町に負担がかからないようなところと、市街地区における町民の部分という、大きく分けるとその2つなのかなと思っています。まず、町の負担という部分につきましては、条例とか規則というような話がありましたが、先ほど委員長のほうからもありましたとおり、臨時会のほうにおきまして契約というものの議決を採っていただく関係になります。その契約という中に施設の貸付けに関する契約、例でいいますと、基本的にはただで貸すのですけれども、運営していく中であって増築ですとか、もしくは新しく施設を建てるということも経営者の判断においては出てくるのかなと思っています。そういうものにつきましては、もちろん町のものではありませんので、例えば事業を撤退

するとなった部分に関しては事業者自ら整理していただくというところになるのかなと思っています。それ以外のものについては町所有で、ただ貸しているだけですので、やめたときにはそのまま戻ってくるということで、特段町の負担というものはないのかなと思っています。それ以外、例えば物品等に関しましても基本的には譲渡ということで、所有者は完全に民間のほうに渡すこととなりますので、事業を撤退するとなれば事業者のほうで廃棄なり引き取っていただくというのは当たり前のことかなと思っています。経営する中であって町で運営していた部分について、ごみと言ったらいいのでしょうか、そういった部分は出てきていますので、民間で運営する中であってそういうものというのは同じように出てくるかと思いますので、経営する時点からどういう形であれ業者が搬出している部分になりますので、業者の責任において撤退するとなったときには片づけていただく。それは契約等の中で出てくるのかなと思っています。あと、市街地区に対して町民還元がないというようなお話ですけれども、そもそも焼尻島というのは羽幌町全体の中の1つでありまして、焼尻島だけに肉を提供するから一切市街地の方には還元がない。食べるという部分に関しましては、行かなければ食べられませんので、気軽に食べられるということにはならないので、そういう部分で還元というのは限られてくるとは思うのですけれども、ブランド、名前を売るということに関して焼尻島のめん羊、ましてや焼尻と一部でしか食べられないという付加価値がついて今以上にブランド力が上がるのであれば町にとっての還元になりますので、町民に一切還元がないということにはならないのかなというふうに考えています。

逢坂委員

町営になったときからいろんな問題で大変苦労して、職員も派遣しながらやってきて、今回、継承する牧場さんですか、内容を見ると心配なところもたくさんあるのですけれども、町が許すということになると思うのです。町が許すというのは、できるだけ町が継承してもらおうという形ですよね。人員の確保だって社長1人だとか島民の方を使うとか、あまりにも無理な状態かなと。残すことはいいのだけれども、厳しい現状かなというふうに思うので、町に何らかの形で協力できないかとか出てくるのでないかと心配しているのです。これまでいろんな経緯があったから、臨時会のときに契約の内容をきっちり出すということなのでそれは

それで見せてもらいますけれども、そういうところをきっちりうたって、町に二度と負担かからないようなものにしないと、一回閉鎖と町が言ったわけですので、島の方は違うということにはならないのですけれども、一般町民はやめたと思っていますから、再度やるとなったらどういうふうにやるのと、そういう話が出てくるわけでしょう。多くの町民の方から出てくると思います。どんな形でやるのと。そういうことも含めて準備だとか段階を踏んでやっていかないと、焦ってやると、また失敗したときに、あのとき何にも話がなかったというふうになるので、僕が心配しているのは、そういうこともきっちりやったほうがいいし、10月にあれするといっても、生まれるのは大体1月から2月、子羊が一番生まれるのは2月ぐらいかな。そうすると常駐していないと大変だと思うので、全て網羅してしっかりした形で担当課のほうで、ただ単に観光協会が要望するだとかしないとかでなくて、そういうところをきっちりとした上で継承する義務があると思うのですけれども、私の要望というか、今までの経緯から判断してその辺をどういうふうに考えているかお聞きしたい。

伊藤課長

まず、町に負担がかからないということで、人員の部分も含めてというところもあるのかなと思っています。契約等の中身につきましては、基本的に建物を貸すという前提の部分だけです。貸した後の使い道とかは契約の中にうたっていますので、そこは業者が民営としてやっていくところになります。経営に一切関わらないという部分に関しては、町としてはそういう考えでおりますので、契約に書く必要はないと思っていますし、関わるつもりもありません。なので、人員が足りなくなったから出してくれと言われても、約束と違うという話にはなりません。ただ、運営していく中で必要なポイント、業者も初めて来る土地でありますので、そこら辺に関して聞かれたときには、こういう形でやっていたよとか、一時的に人が必要だということで1日とかそれくらいのサポートというのですか、そういう部分はやる必要はあるだろうと思っています。ただ、今言っているような形で飼育員というような、業務の中でシフトを組んでいくとかそういう部分は継承後はやりませんので、業者自らやっていただくことになりますし、あえて契約に書く必要というのはないものと自分としては思っています。出産等のお話もされていまし

たが、現状はまだ種つけ等していませんので、相手方がどう決まるか分からない中で自分たちがやるわけにいかないですからそこはやっていませんので、1月、2月に生まれるということはないと思います。可能性があるとすれば、これから10月の後半くらいまでに種つけが可能であるのであれば、3月の後半から4月くらいに生まれる可能性というのがありますので、そこに向けては飼育員という部分の確立したものがなければ運営としては厳しくなるのかなと思っていますけれども、それまでの間におきましては、簡単ではないですけれども、餌をやったりとか除雪とかというところに限られてきますので、あとは関わる方々のお話を聞く中で経営される方がどういうふうに運営していくか判断をされていくと思いますので、町としては渡した後は一切経営に関わることはありませんというふうに資料の中でも申し上げましたとおり、ここに関しては業者が無償貸付けの契約が終わった後自ら経営に入っていくということでご理解いただければと思います。

逢坂委員 何回もすみません。町は一切、めん羊についての指導とか協力とか、10月に締結した以降は関わらないということが1点と、あまりにも煩雑な牧場運営をやっていたときに、新たに始めたとなれば観光客だって来るわけだから、めん羊を見に行ったらけれどもひどいねと言われるようなことのないように、運営自体は全てそっちのほうでやると思うのだけれども、そういうことも全く町は関与できないことになるという解釈でよろしいですか。

伊藤課長 まず、渡した後は一切関わらないのかというお話があったかと思いますが、経営に関しては基本的には一切関わらないということで何度も申し上げていると思います。ただ、必要に応じてのサポート、町が指導するというのではなくて、業務的な部分でどんな感じでやっていたのというようなことが求められたときには、町としてはこういうふうにやっていましたよと。それをどう酌み取ってやるかどうかにつきましては事業者自らの判断になりますので、まるっきり関わらないというのは経営に関しては関わらないということであって、運営に関しては必要な都度アドバイスもさせていただきますし、ポイントでどうしても必要ということであれば、一時的なサポートという部分で人の応援という部分は考え

ていますけれども、1年、2年ずっとということではないです。例えば春までの間にそういうところが出てくるのであれば、協議しながらサポートしていきたいということで資料のほうにも書かせていただいているところでもあります。施設を煩雑に使って環境が悪いというようなところのお話なのですけれども、無償貸付契約の中で使用の用途というところについてはめん羊の飼育という部分に限定しますし、基本的に関係法令にのっとって、それを遵守した中で運営していただくような、そういう中身にしようと思っています。あと、町が必要と求める部分についての報告という部分も入れさせてもらいますので、経営は任せますけれども、一切関与しないのかと言われたらそうはなりませんし、やる前からこういう話というのはこういう場では正直したくないのですけれども、悪いことと言ったらいいのですかね、そういうようなことがあるのであれば、契約を更新しなければそれ以降業者としてはできなくなります。ただ、現状においてはそういう形では一切町としても考えていないですし、経営者につきましても自分も畜産という部分できちんとやられている方ですので、そこに関しては町としては信じて任せて、やってもらうということしか現状では考えていませんということでご理解いただければと思います。

佐藤委員 今言った逢坂委員のこれというのは、10月に継承する前に議会で議決を採る場合、書類なんかは全てできて提出されると思うのですけれども、9月の下旬辺りから10月のいつになるのか分からないけれども、そのときにでもいろいろ見た中で検討なり、焼尻の景観を崩すようなことはしてほしくないだとか、そういうプラスアルファの文言などが入れられるものであれば、そういうふうな形で次のステップにいつてほしいという感じはあるのですけれども、それは可能ですか。

伊藤課長 貸付契約、例えばアパートでも入る入らない、そういう契約というような部分になりますので、抽象的な条項というのが契約書としてふさわしいかどうかといった部分については考えなければならぬと思っていますのですけれども、町として基本的にあの建物につきましても羊の飼育ということが前提ということで無償で貸付けもしくは譲渡するというようなことでの契約になりますので、その中であっては土地の所有者は羽幌

町になりますし、建物の所有者も羽幌町になりますので、勝手にそこに建物を建てるとか景観を変えるとかということは町の許可なくしてはできないことでもありますので、一般的な契約の中ではそういうことも盛り込んであるということでご理解いただければというふうに思っています。

村田議長 まず、契約内容の部分のことなのですが、相手方と契約するに当たって、年度を区切って契約するのか、そうでなくて続けていける範囲ずっと譲渡するという形でいくのか、そこら辺の考え方。

伊藤課長 お答えします。契約の期間ということで、それぞれ自治体等の考え方によって長期に設けるといふ部分も契約の中身としてはいろいろあるのかなと思っていますが、当課としては現状では一旦3月末の部分で区切って、その2か月前に双方、更新しないというような意思を表示しない限りずっと継続して契約が続いていくというようなことで考えています。

村田議長 分かりました。ということは、相手方がずっと経営していきたいということであれば、何も申入れをしなければ継続的にずっと更新していくということでも分かりました。それで、継承時期の部分、10月の初旬に継承したいということであって、スケジュール的にも10月以降に運営を渡したいというところで、米印で事務手続上のことで遅れる可能性がありますというふうに書いてあるのですけれども、継承時期が遅れるということになったときは、東郷さん方が島に来て運営するのも遅れるということになるのですか。

伊藤課長 先ほどの質問の中で基本的に3月末で町としては考えているという中で答弁させてもらったのですけれども、町として契約をつくる中で、顧問弁護士さんのほうにこういう契約でどうでしょうかというのを照会かけた中で案をつくるのですけれども、業者としてもあちら側の契約書というのが出てくる可能性があるのです。そこら辺のすり合わせの中で、もしかすると期間としては単年ではなくてもうちょっと延びる可能性があるかもしれないということで訂正させてもらいたいと思います。基本的には1年契約の自動継続ということで考えています。継承時期の部分につきましても、それぞれが契約書の中身を見て、それでオーケーという

部分、相手方にも抱えられている弁護士さんがおりますので、それぞれがこの契約でといいという整理がつくというのが絶対条件になります。契約するに当たっても、資料の中でも説明させてもらいましたが、財産処分の関係ですとか、補助金をもらって建てているものの、振興局を通して北海道なりに照会かけているのですけれども、その判断が契約までに間に合わなければ契約自体を遅らせなければならないということもあるのです。聞いている限りの見解では、財産処分の整理が見えない限り契約しては駄目ですよというような解釈を振興局なりが持っておられますので、そこら辺の関係で間に合わなければちょっと遅れる可能性はあるのかなと思っています。遅れた場合につきましては相手方には何も渡していない状況になりますので、町の9月の運営をその整理がつくまで継続するという形で、基本的には町の管理の中で、業者も一緒に関わってもらうというようなところで現状は考えています。

村田議長

伊藤課長の説明の最後のところが大事で、契約をきちっと継承できなければ、町側の運営という中に東郷さんにも入ってきてもらうというイメージだったと思うのですが、自分が一番心配しているのは、継承が遅れることによって来年度の子羊が生産できなくなってしまうことになると、1年まるっきり収入がなくなるというところの心配をするのです。そこら辺は今説明の中で言ったように、町で運営はしているけれども、その部分に関してはあちらさんにも入ってきてもらってというところなのかなと思って自分の中では安心したのですけれども、せっかくやりたいと意欲を持っている人に、最初からきちんと子羊が生まれて、そこで生産性を上げてというのが農業としての大前提だと思うので、そこら辺はぜひそのようにしてもらいたいと思ったので、今の質問をさせていただきました。振興局の部分の関係も大体理解はしますので、なるべくそこら辺間に合うようにトップにお願いしながら、いろんな部分手伝って間に合ってくれば一番ありがたいなと思って聞いていました。もう一点いいですか。町営のときも一番心配していた労働力の部分なのですけれども、継承する時期は10月という予定で、相手側としてその段階で本人も含めて2人体制だとか最初は1人しかいないですとかいろんな部分の中で、そこから労働力に関しての不安というのか、そこら辺のことも心配しているので、そこら辺もし分かれば答弁願いたいのですけれども。

伊藤課長 議長おっしゃるとおり、人員という部分に関しては過去、町営、指定管理、直営に戻ったときから確保という部分については苦勞して、苦勞した結果こういう形で閉鎖ということになっています。相手方としてもいろいろな方に声をかけているというふうに聞いていますし、島の環境という部分を含めた中で率直に話している中では、夫婦という一緒に暮らしていけるような中で働いてもらえる人がいれば長く続けてもらえるのではないかというような考えの中で外国人、日本人含めて今一生懸命探しているところのようです。外国人に関しましては自分の施設にならない限り動きたくても動けないという、そういう要素もあるようで、外国人労働の関係なのだと思うのですが、自分の建物でないところを紹介して、あっせんと言ったらいいのですかね、そういう部分が今の段階ではできないので、業者としてはなるべく早めに継承できれば外国人の部分も動きたいのだというような話はされていますので、何とか見つけて、うまくやっていっていただければいいなと思っていますし、町としてもいろいろ報道される中で働ける人がいるよというような情報もないわけではありませんで、そういう部分を相手方にもお伝えして検討してもらったりとか条件面を確認したりだとかという中でやっていこうと思っていますので、現状では見通しとしては確たるものというのはないのですが、子羊が生まれる時期くらいまでには間違いなく体制として確立していかなければ、継続という部分が難しくなるのかなというふうに思っています。

村田議長 もう一点だけ。公有財産に対して無償貸付けということになるのですが、例えば労働者が夫婦で来ました。本人もしょっちゅう来ます。移住関係の建物に関しては心配ないのか、その部分も無償貸与なのか、そこら辺はどういう考えを持っているのか聞いて終わります。

伊藤課長 まず、住居に関しましては、現状牧場の中に監視舎、要は住宅兼事務所というものがありますので、そこに関しては夫婦、3人程度が住める広さがありますので、夫婦で来ていただければ、そこに住み込んでということで問題ないのかなと思っています。それ以外の部分ということでいきますと、地域振興課のほうで手がけた定住促進住宅等がありますので、現状空いているスペースもありますし、当課としてそういう部分を見越

して、何とかそこに入れてもらいたいというようなことも考えていますので、その辺含めて住居としては可能かなと思っています。

村田議長 契約の中では建物に対しても無償貸付けだから、家賃を取る取らないという部分でいくとどういう考え方なのか。

伊藤課長 住宅兼監視舎につきましては牧場施設になりますので、無償貸付けということで、そこに関しては一切住居料はかからないということになります。ただ、定住促進住宅につきましてはかかってくる部分でありますので、そこに入居されるとなれば費用というのは出てきますが、住居という部分でほかの入居者とのバランスもありますので、そこに関しての住宅料という部分は致し方ないというか、当たり前のように払っていただくしかないのかなと思っています。

小寺委員長 ちょうど1時間経過しました。やり取りがもしあるのであれば、一度休憩をして再開をしてというふうに考えていますけれども、ないですか。
(なし。の声) それでは、ないようですので、このまま締めたいと思います。今後、先ほど説明があったとおり、相手先の事業者との交渉ですとか、条例廃止等の議決も9月の下旬ですか、予定されていると思います。まだ日程は決まっていますが、臨時議会等で議決があると思います。そのときにもまた質疑なり、それぞれ議決を責任を持って行っていただきたいというふうに思います。それでは、以上で本日の総務産業常任委員会を終わります。ありがとうございました。